

あい農パーク春日井利用にあたっての注意事項（2025年度版）

あい農パーク春日井（春日井市ふれあい農業公園）（以下、「農業公園」という。）を利用するにあたり、次の事項を遵守してください。

（目的）

1. この注意事項は、農業公園を利用するに際し、必要な事項を定めるものとします。

（利用者の資格）

1. 利用者は、この「あい農パーク春日井利用にあたっての注意事項」を遵守出来る方とします。
2. 利用施設毎の申込方法によって、管理者が使用許可をした方とします。

（団体利用）

1. 農業体験農園5名以上、収穫体験農園を11名以上若しくは企業/学校等の諸団体による利用又はバーベキュースペースを4区画以上若しくは25人以上で利用を希望する場合は、事前に相談してください。

（利用許可）

1. 農業公園を利用するにあたり、指定の申し込み方法に沿って申請手続きを行い、管理者の利用許可を受けてください。

（利用許可の取消し）

1. 次のいずれかに該当する場合は、利用許可の取り消し、又は利用を中止していただきます。
 - ① 利用条件や管理者の指示に従わない場合
 - ② 災害その他の事故により利用できなくなった場合
 - ③ 公共の福祉のためやむを得ない理由がある場合

（利用料）

1. 利用料は、期日までに指定の方法により管理者に納付してください。
2. 利用期間の途中で利用をやめる場合でも利用料を精算、返還することはできません。ただし、次に該当するときは、その全部又は一部を返還します。
 - ① 管理者が施設等の利用の許可を取り消し、又は中止と判断したとき
 - ② 災害その他利用者の責めに期さない理由により農業公園を利用できなくなったとき
 - ③ 利用者が利用の日の3日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出た場合において相当の理由があると管理者が認めるとき

（バーベキュースペース利用については、4ページの注意事項をご確認ください。）

(天候事由による閉場)

1. 台風、強風、豪雨、各種気象注意報、警報発表などによる悪天候のため利用者の安全確保が困難と管理者が判断した場合は、開園時間中であっても閉場する場合があります。
 - ① 利用開始までに閉場が決定した場合は、キャンセル料は発生しません。
 - ② 利用途中で閉場が決定した場合は、利用料を返金しません。

(禁止事項)

1. **利用者は管理者の指示に従い、次の行為を行わないようにしてください。なお、管理者の指示に従わない場合は、利用の取り消し、又は制限をする場合がございます。**
(ふれあい農業公園条例施行規則第 17 条、春日井市都市公園条例第 4 条 参照)
 - ① 指定された場所以外での喫煙をしないこと
 - ② 管理者に許可された場所以外で火気を使用しないこと
 - ③ 危険物や農業公園を損傷又は汚損する可能性がある物の持ち込みをしないこと
 - ④ **管理者に許可されたもの以外の植物の伐採をしないこと**
 - ⑤ **市又は管理者が植えた樹木以外の樹木を定植しないこと**
 - ⑥ 農業体験農園、貸し農園、収穫体験農園、BBQエリア、管理棟内にペットを同伴させないこと
 - ⑦ バーベキュースペース以外へのアルコール類の持ち込み及び飲酒をしないこと
 - ⑧ **騒音を発し、又は暴力を用いる、他区画へ干渉するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと**
 - ⑨ **休園日に園内に入り農作業を行わないこと。**
 - ⑩ **閉園時間（夏季時間19：00・冬季時間18：00）を過ぎても農作業を行わないこと。**
 - ⑪ **持ち込みゴミ（肥料袋・苗容器・ペットボトル等）を園内に廃棄しないこと。**
 - ⑫ **①～⑪に掲げるもののほか、春日井市都市公園条例第4条に掲げる禁止行為及び農業公園の管理上不相当と認められるような行為をしないこと**

(災害の補償)

1. 管理者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負いません。

(損害の賠償)

1. 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、管理者の同意を受けなければいけません。

(事故・トラブル)

1. 農園利用による事故、トラブルについては責任を負いかねますので各自心がけてご利用をお願いします。

(管理者の都合による利用中止)

1. 管理者の都合で利用中止となった場合又は災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなった場合は、利用中止期間分の利用料を返還します。

(注意事項)

【共通事項】

1. 市及び管理者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負いません。
2. 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、市及び管理者の了解を得てください。
3. 市及び管理者は、利用者が農業公園を利用した際に発生した事故及びトラブルに対し、その責任を負いません。
4. 利用者が農業公園内に持ち込んだゴミや発生させたゴミは、各自で持ち帰ってください。

【農業体験農園】

1. 利用者は、開園日のうち次の時間内で利用することができます。
【4月～9月】午前7時から午後7時まで
【10月～3月】午前8時30分から午後6時まで
ただし、午前7時30分～午前8時15分までの間の自動車、自動二輪での出入りは禁止とします。
2. 申込者多数の場合は抽選を行い、当選した方のみ利用できます。
3. 利用者は、管理者が許可した場合、農業公園内の農機具を利用することができます。ただし、貸し出しできる農機具の数には限りがありますので、可能な限り利用者が持参してください。

利用できる農機具	① 鋤	② ショベル	③ 移植ごて	④ じょうろ
	⑤ 一輪車	⑥ リヤカー	⑦ 鎌	⑧ 剪定鋏

4. 隣の区画に干渉しないように配慮してください。
5. 利用期間が終了した時点で残存物がある場合は、利用者の責任において処分し、管理者の確認を受けてください。
6. 利用者は、利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく、施設の美化に努めてください。
7. 無農薬栽培を義務付けていません。

【貸し農園】

1. 申込者多数の場合は抽選を行い、当選した方のみ利用できます。
2. 利用者は、利用開始日当日までに申請書を提出し、管理者から利用の許可を得ることとします。
3. 利用期間は、4月1日から翌年の3月31日までとします。また、期中から利用する場合は月割り計算にて利用料を算出します。この期間の利用料は30㎡15,000円(20㎡23,000円)とします。

4. 利用更新は、最長2029年3月31日まで可能とします。更新の際は、必ず利用終了日の3か月前までに管理者へ申請書を提出し、次の利用開始日までに管理者から利用の許可を得ることとします。なお、1回の更新の期間は1年以内とします。

5. 利用者は、開園日のうち次の時間内で利用することができます。

【4月～9月】午前7時から午後7時まで

【10月～3月】午前8時30分から午後6時まで

ただし、午前7時30分～午前8時15分までの間の自動車、自動二輪での出入りは禁止とします。

6. 利用者は、管理者が許可した場合、農業公園内の農機具を利用することができます。ただし、貸し出しできる農機具の数には限りがありますので、可能な限り利用者で持参してください。耕運機の持ち込み、貸し出しはできません。

利用できる農機具	① 鋤	② ショベル	③ 移植ごて	④ じょうろ
	⑤ 一輪車	⑥ リヤカー		

7. 栽培することができる作物は、利用期間内に収穫できる作物のみとします。

8. 隣の区画に干渉しないように配慮してください。

9. 利用者が栽培した作物は、利用期間内にすべて収穫してください。利用期間が終了した時点で残存物がある場合は、利用者の責任において処分し、管理者の確認を受けてください。

10. 利用者は、利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく、施設の美化に努めてください。

11. 無農薬栽培を義務付けていません。

12. 農薬（殺虫剤、殺菌剤）を利用する場合は、市販されているものに限りません。また、取扱方法を必ず遵守してください。

13. 肥料（液肥を含む）、堆肥などを利用する場合は、市販されているものに限りません。また、取扱方法を遵守してください。

14. 手洗い用、又は農機具洗浄用の洗剤は、利用者で持参してください。

【収穫体験農園】

1. 予約を頂いた後、天候や生育状況により実施できない場合があります。

【バーベキュースペース】

1. 1区画あたりの利用人数を守って申込みください。未就学児（利用料無料）は利用人数に含みません。

2. 中学生以下のみで利用することはできません。

3. バーベキュー用の食材の予約及び予約内容の変更は、利用日の5日前までとします。予約後にキャンセルする場合は、キャンセル料として食材料金の全部又は一部を納付していただきます。

	キャンセル料
利用日の5日前の午後3時まで利用を取り消した場合	0%
利用日の5日前の午後3時以降から利用日の3日前の午後3時まで利用を取り消した場合	70%
利用日の3日前の午後3時以降	100%

キャンセル料金は、キャンセルが確定した日から1週間以内に指定の口座に金融機関等の振込により支払ってください。

4. 区画当たりの料金に含まれる備品は、机1台、ベンチ（4人掛け）2脚です。利用途中に追加して備品を借りる場合は、受付に申込みをし、追加分の料金を支払ってください。
5. 貸出用のグリルを使用する場合は、管理者がグリル・ガスボンベを準備しますので、設置場所への移動・点火は利用者が行ってください。
6. 貸し出した備品が破損又は紛失し、原因が明らかに利用者起因する場合は、仕入に必要な費用を請求します。
7. 持ち込み可能な機材は、アウトドア専用の機材とします。地面に火や熱が直接伝わる機材や方法で火気を使用することは禁止します。また、バーベキューコンロは、炭式、ガス式を問いませんが、地面から高さ30cm以上の脚付又は専用のスタンドがあるものに限りません。屋内用卓上コンロや七輪、薪の使用はできません。
8. 提供食材の安全管理のため、利用者においても次の事項に十分に注意をしてください。
 - ① 食材は、常に保冷バックに入れた状態を保ってください。
 - ② 食材は、できるだけ早くお召し上がりください。
 - ③ 食材は、十分に火を通してからお召し上がりください。
 - ④ 当日余った食材を持ち帰ることは、食中毒防止の観点から止めてください。管理者は、当日余った食材を持ち帰り、食中毒が生じた場合、一切の責任を負いません。
 - ⑤ 管理者は、利用者による食材の利用方法や管理方法に起因して生じた不利益に対して一切の責任を負いません。
9. 農業公園内では、アルコール類の販売はしていません。利用者がアルコール類を持ち込むことは可能ですが、次の事項を守ってください。
 - ① バーベキュースペース以外の場所で飲酒しないでください。
 - ② 未成年者の飲酒は法令により禁止されています。発見した場合は、警察に通報します。
 - ③ アルコール類の飲みすぎによる泥酔は、他の利用者への迷惑となりますので、飲酒する酒量には十分気を付けてください。
 - ④ 車を運転する人は、飲酒をしないでください。車を運転する人は、「ハンドルキーパー」のワッペンを着用してください。
10. ゴミ持ち帰りの徹底をお願いします。
利用に伴い発生したゴミは必ず利用者で持ち帰りをお願いします。
 農業公園にて処分することはできません。
11. 管理者が、利用者の持ち込んだ器材により場内や他人に危険を及ぼすと判断した場合は、利用を中止していただくことがあります。
12. 延長して利用したい場合は、管理者に相談してください。空き状況により利用できる場合

があります。

13. その他注意事項

- ① 家族や友人などとバーベキューを楽しんでいただくことを目的としておりますので、主催者が不特定多数の参加を募り、料金を徴収するイベント等でのご利用はできません。
- ② 他のお客様に迷惑となる行為はご遠慮いただき、禁止事項としております。
 - ・大きな声や音を出して騒ぐ（カラオケ、音楽等）
 - ・ボール遊び、プール・水遊び、しゃぼん玉、花火など
- ③ ペットを連れてのバーベキュースペース入場は、ご遠慮ください。
- ④ 安全管理上、職員の指示があった場合は、それに従ってください。また、農業公園内のルールや法令を遵守してご利用ください。

【多目的室】

1. 常設の備品以外に必要な物品は、利用者が準備してください。
2. 延長して利用したい場合は、管理者に相談してください。空き状況により利用できる場合があります。
3. 退出時は、利用前の状態に戻してください。

【シャワー室】

1. 延長して利用することはできません。決められた時間内で利用してください。

以 上